

医療情報取得加算に関する掲示

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。
- ・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	1 点
-----	-----

再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定）	1 点
---------------------	-----

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず